

## 横浜市立中学校給食の管理に関する要綱

制定 令和3年3月31日（教育長決裁）

最近改正 令和8年4月1日

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市学校給食費の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、同一施設内の給食室を活用して給食を実施する学校については、別途定めるものとする。

### （提供方法）

第2条 中学校給食の提供方法は、本市が契約する民間事業者（以下「委託事業者」という。）の調理施設を活用し、専用のランチボックス及び保温性食缶で提供するデリバリー方式とする。

2 中学校給食の内容は、原則として学校給食法施行規則（昭和29年文部省省令第24号）第1条第2項に規定する完全給食とする。

3 食物アレルギー対応食については、特定原材料9品目に食物アレルギーのある生徒を対象とした「代替食」の提供を行う。

4 教育長は、献立に関する原材料情報やアレルゲン情報等について公表するとともに、保護者等の求めに応じて情報提供するように努めなければならない。

### （実施日）

第3条 中学校給食の実施日（以下「実施日」という。）は、教育長と協議の上、実施校の事情に応じて、年間188日を基準に校長が決定するものとする。

2 教育長は、次に掲げる特例日を除き、中学校給食を提供するよう努めなければならない。

- (1) 土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 学年始休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業等長期休業期間
- (3) その他校長が学校運営上実施を要しないと判断した日

3 校長は「給食スケジュール記入票」を教育長が指定する日までに提出しなければならない。

### （対象者等）

第4条 中学校給食の提供を受けることができるものは、原則として実施校に在籍する生徒及び教職員等（以下「生徒等」という。）とする。

### （管理運営）

第5条 中学校給食の管理運営は、教育長が統括するとともに、次に掲げる事務は原則として教育長が直接行うものとする。

- (1) 献立の作成
- (2) 衛生管理

(3) その他教育長が直接実施することが望ましい事務

- 2 教育長は、中学校給食を保管する一時保管場所等の衛生管理を徹底するなど、中学校給食の適切な提供に努めるものとする。
- 3 校長は、実施校内における中学校給食に関する事務を適切に処理するとともに、生徒への食育指導を行うものとする。

(検食)

第6条 中学校給食を担当する指導主事、校長又は校長が指定する代理者は、中学校給食の安全性等について確認するため検食を行うものとする。

- 2 前項に規定する検食の実施結果を記録する帳票については、教育長が別に定める検食記録簿を使用するものとする。

(予備食)

第7条 教育長は、配送数の不足又は異物混入等の事故に備え、予備食を用意するものとする。

- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に予備食を充てることができるものとする。
  - (1) 製造や配送上のトラブル、異物混入等の事故により、喫食することができない生徒等
  - (2) その他校長が予備食を充てることが適当であると判断した生徒等
- 3 前項第2号の規定により予備食を充当した場合、充当を受けた生徒等の保護者等から給食費として1食当たりの単価を徴収するものとする。
- 4 校長は、第2項各号の規定により予備食を充当した場合、教育長が別に定める予備食購入記録簿により、教育長に報告するものとする。
- 5 実施校の予備食の数は、教育長が別に定める。
- 6 第2項の規定により充当しなかった予備食については、衛生管理上の理由から、これを廃棄するものとする。

(個別事情等)

第8条 病気等、個別の事情で欠席した生徒等の中学校給食については、他の生徒等のおかわりとして提供することができる。

- 2 病気等個別の事情により生徒等が中学校給食の全部又は一部が喫食できない場合の当該給食費の減額又は当該給食費相当分の返還は、原則として実施しない。

(食べ残し等)

第9条 食べ残し等については、衛生管理上の理由から、持ち帰りを認めないものとする。

(利用登録)

第10条 保護者等は、別途定める利用規約及びプライバシーポリシーに同意の上、生徒の食物アレルギーに関する情報等を登録するための横浜市中学校給食用ポータル（以下「給食用ポータル」という。）において所定の利用登録を行うものとする。

- 2 前項の登録は、保護者等からの申出により、在籍校での代理登録に代えることができる。

(登録情報の変更)

第11条 保護者等は、氏名、連絡先など当初に届け出た事項に変更があった場合には、速やかにインターネット若しくはアプリで登録内容の変更を行うか、又は本市に連絡するものとする。

2 変更登録がなされなかったことにより生じた損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

(学校給食費の通知)

第12条 市長は、学校給食費を徴収するときは、保護者等に対して、横浜市学校給食費徴収額決定通知書（第1号様式）により徴収額を通知するものとする。

2 徴収額に変更がある場合は、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式の1から4までのいずれか）により徴収額を通知するものとする。

3 前2項の通知は、給食用ポータルを利用した方法により行うことができる。

(学校給食費の減額)

第13条 条例第6条に規定する「市長は、特別の理由があると認めるとき」については、次の各号とする。

(1) 災害等により、連続する4日以上給食実施日において学校給食を受けることができないとき

(2) 生徒等又はその保護者等が、病気や事故その他の理由により、当該年度中に連続する14日以上欠席等し、かつ学校給食費減額連絡票により、学校給食を受けない旨を当該期間の初日の前日まで又は当該期間中に申し出たとき

(3) その他教育長が学校給食費の減額が特に必要であると認めるとき

2 市長は前項の規定により減額する場合、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式の1又は2）により通知するものとする。

(学校給食費の充当)

第14条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納額を当該徴収対象者の未納の学校給食費に充当するものとする。

2 市長は、前項の規定により充当する場合は、横浜市学校給食費充当通知書（第3号様式）により保護者等に通知するものとする。

(学校給食費の還付)

第15条 納付された学校給食費に過納又は誤納のあるときで、前条に規定する充当すべき学校給食費がない場合は、学校給食費を還付する。

2 市長は、前項の事由が生じた場合は、横浜市学校給食費還付通知書（第4号様式）により保護者等に通知するものとする。

3 前項の規定により保護者等に通知してから5年を経過してもなお、学校給食費を還付できない場合は、民法第166条第1項の規定により、その学校給食費の過誤納金を還付しないものとする。

(学校給食費の徴収方法等)

第16条 学校給食費を口座振替により徴収する場合は、次の各号とする。

- (1) 保護者等は、横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動振込利用申込書（第5号様式）を取扱金融機関等に提出し、当該金融機関を通じて横浜市学校給食費口座振替依頼書兼自動振込受付通知書（第6号様式）を市長に提出する。
  - (2) Webサービスを利用した口座振替受付（以下「Web申請」）の方法による申出を受けたときは、Web申請による口座振替の手続きを行うことができる。
- 2 前項の規定により、口座振替をする場合は、4月及び9月を除く毎月29日に振替を行うこととする。ただし、29日が休日又は休業日のときは金融機関等の翌営業日とする。
- 3 第1項の規定によらず学校給食費を徴収する場合、横浜市学校給食費納入通知書（第7号様式）により保護者等に通知するものとする。

(学校給食費の督促)

第17条 市長は、規則第5条に定める納付期限までに納付がなかった場合、保護者等に対して横浜市学校給食費督促状（第8号様式）により督促を行うものとする。

- 2 前項の規定によっても保護者等が学校給食費を納付しない場合、保護者等に対して横浜市学校給食費催告書（第9号様式）により催告を行うものとする。

(学校給食費の遅延損害金)

第18条 市長は、保護者等が納付期限までに学校給食費を納付しない場合においては、民法第404条及び第419条第1項の規定により、その学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延損害金の額の算定においては、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号）第4条ただし書の規定を準用する。この場合において、同条例第4条ただし書中「延滞金」とあるのは、「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(学校給食費の納付期限等)

第19条 規則第5条第3項に規定する納付期限により難いと認めるときとは、学校給食を受ける生徒等の保護者等が横浜市学齢児童生徒就学奨励条例第3条第1項に規定する就学奨励金交付申請（以下「交付申請」という。）をしたときとする。

- 2 前項に規定する保護者等は、当該交付申請の前年度において交付申請が認められた保護者等に限るものとする。
- 3 第1項の規定において、市長は、交付申請をしたときから審査結果を通知する翌月の末日までの間に限り、納付期限を延長することができる。
- 4 前項の納付期限を延長した場合において、交付申請が認められない又は交付申請に係る審査結果が明らかでない場合は、市長は、当該保護者等に対し、横浜市学校給食費徴収額変更通知書（第2号様式の3）により通知するものとする。

(学級閉鎖等の対応)

第20条 校長は、学級閉鎖等の理由で、学級単位で緊急に中学校給食を中止しなければならない場合、速やかに教育長へ連絡することとする。

(新型インフルエンザ等感染症への対応)

第21条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等の拡大防止等のため、教育長が給食を中止することを決定した場合は、当該中止する期間の給食費は徴収しないものとする。

(事故対応)

第22条 実施校において、異物混入等の事故が起きた時は、校長は遅滞なく教育長に連絡し、協議の上、必要な措置を講じるものとする。この場合において、校長は、委託事業者が実施する「中学校給食事故報告書」の作成に協力するものとする。

2 校長は、納品不足や落下事故等で、緊急性を要する場合は、予備食の提供等、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 本市が取得した個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適切に管理する。

2 本市は、生徒等や保護者等に対して必要な情報提供を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。